

街路灯の電気料金

過払い・未払い

市民生活に欠かせない街路灯。その電気料金が過払い、未払いになっていた問題で、仙台市は東北電力と和解しました。市は、未払い分として1,140万円を東北電力に支払い、東北電力からは4,600万円を受け取りました。庄司あかり議員は一般質問で実効ある再発防止に言及。「なお東北電力との協議が必要」と述べました。

東北電力に再発防止策を求めよ



庄司あかり議員

庄司あかり議員の独自調査で判明した不可解な事例。

①…東北電力が電柱を撤去した際、仙台市への報告を失念し、電柱に取り付けられていた市の街路灯までいっしょに撤去してしまった。しかも電柱ごと街路灯が撤去されているにもかかわらず、電気料金は請求され続けていた。

②…電気料金が未払いになっていたものの中には、新設の際に契約がなかったものだけでなく、これまで電気料の請求が来ていたのに、数年前から突然請求が来なくなり、新規契約が必要となったものもある。

庄司議員「東北電力の所有となっている引込線の切断・撤去は、仙台市にはできない。灯具だけでなく、引込線も切断・撤去されているのに契約が廃止されていないということは東北電力、もしくは電気工事業者のどちらかに何らかの落ち度があったことは、明らかだ。(左欄①の事例など)現場の工事部門と契約などの事務部門の連携が取れていないなどの課題があることが想像される。東北電力内部の事務手続きにおける再発防止策を、市としても強く求めるべきだ」

建設局長「廃止の際の引込線の切断・撤去は、東北電力が指示した委託先が行うと東北電力からうかがっている」

高橋新悦副市長「本市の事務改善はもとより、東北電力から必要な契約情報の提供を受け、定期的に照合する仕組みをつくっているところだ。東北電力の事務手続きについても再発防止の取り組みをしっかり進めるようお願いし、二度とこのようなことがおこらないよう互いに協力して進めていく」

東北電力の約款の問題点

庄司議員「東北電力の約款では、街路灯廃止の通知がされれば、東北電力は契約廃止の処置をする。逆に言うと、契約が廃止になっていないということは、お客様が廃止の通知をしていないものとされている。しかし、お客様が廃止の通知をしただけで、東北電力の事務手続き上の問題により、契約が廃止されない場合についても想定すべきではないか。どんな業種でもどんな場面でも、ヒューマンエラーやシステムエラーを想定するのは、当然だ」

建設局長「再発防止に資する事務手続きの改善に向け、互いに協議しながら進めていくのは、約款の変更によらずとも可能だと考えている」

市の負担分3,440万円を 職員負担にするのは、 やめるべきだ。



東北電力との和解に基づく仙台市負担分は3,440万円です。郡和子市長は当初、半額の1,720万円を部長級以上の市職員の任意の協力により補てんするとしていました。ところが方針を一転し、全額職員の協力で補てんすると表明しています。

日本共産党は、長期間に及ぶ過払い、未払いの実態を自らの努力で明らかにしていった仙台市の取り組みを「市民のための仕事として評価されるべきもの」としてきました。庄司議員は、補てんのあり方について提案しました。

庄司議員「職員は、独自の努力で事務手続きを補強してきた。全額負担を職員に求めれば、職員の士気が下がると思わないか」

郡市長「一連の事務処理について、市役所で統一的な仕組みがとられていなかったことが根底にあった。このため、管理職員が補てんすべきものと考えた」

職員にだけ負担を求めるのではなく、歳出抑制の方法も

庄司議員「わたしたちはこの度、議員報酬減額の条例提案も行っている(下欄)。職員にだけ負担させるということではなく、議会の責任のありようを多くの議員のみなさんとともに示したいと考えている。

市民が損失を被らないようにする方法として、現金による補てんだけでなく、歳出を抑制するという方法もある。市長等の給料減額や今回提案されている期末手当引き上げの見送りなど。これらを事実上の補てんすることも考え方のひとつだ」

庄司議員「今回の事案では、東北電力側の課題も明らかになった。ということは、他自治体でもこのような問題がおこっているのではないかと思わざるを得ない。同様の事案があったと他自治体が気づいたとき、参考にするのは、仙台市の対応だ。仙台市には、他都市に発信する役割が求められている」

全額負担を職員に求めるのは再考を

庄司議員「仙台市として統一的な手続きを持っていなかったという組織的な課題があったことは承知しているが、求められた水準以上の仕事をしてきた職員もいる。今回の補てんの方針転換について、職員にはどのように説明をしたのか」

郡和子市長「各管理職の親睦会に協力をお願いした。その他の管理職職員にも理解をもらえるよう願っていた」

親睦会の剰余金は、市がどう こうできるものではない

庄司議員「今回全額3,440万円を次部長親睦会が互助会から借り入れて補てんし、その返済原資として課長級以上の親睦会の剰余金を充てようとしている。親睦会は、任意組織であり、その剰余金の使い方は、仙台市がどうこうできるものではないはずだ。親睦会の借り入れや剰余金の活用は、どのように決まるのか」

総務局長「親睦会の総会の議決による」

庄司議員「総会では、たとえ反対の方がいても賛成多数となれば決定される。多数決で決算を不認定とされた仙台市が、今後は、多数決で職員に負担をさせようというのか」

議員報酬減額の 条例提案

日本共産党、民主フォーラム、市民と未来のためにの3会派議員7人が提出者になって、条例を提案しました。

日本共産党のすげの直子議員が本会議で提案説明を行いました。要旨を紹介します。

すげの直子議員「本条例案は、令和2年1月1日から同年5月31日までの間における議長、副議長および議員の報酬月額を、それぞれ2万円減額するもの。

道路照明灯にかかる電力契約における不適切な事務が長期間にわたっていたことで、市民の血税である公金に損失が生じてしまった。

確実な補てんをどのようにしていくのかを考え、提起していくことも、議会の大事な役割だと考える。公金の歳入歳出についてチェック機能を果たすことが求められている私たち議会も、その責任の一端を担うことで、市民が損失を被ることのないように具体的に実践していこうというのが、今回の条例改正の趣旨だ。

月額2万円の5カ月分で55人の議員だから、こ

れによる市財政の歳出抑制効果額は550万円となる。1人当たり10万円としたのは、局長級職員の特別徴収の負担額が最大で10万円となっており、少なくとも同等の負担とすることが、妥当だと考えて提案した。

この間の市長、副市長の給料減額や、市長等特別職の皆さんや議員の期末手当の見送り分を合わせれば、残りは662万円となる。歴代市長や管理職だった方々にも協力を依頼することになっているので、この条例改正が実現すれば、損失額に限りなく近づく。市民からは、公金の損失を長年続けてきた市政への怒りはもちろんのこと、予算・決算を審査し可決、認定してきた議会の責任にも厳しい目が向けられている」